

教育委員会所管の学校園の教職員の時差勤務制度について

1 目的

柔軟で多様な勤務形態の選択を可能とすることで、教職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備し、公務能率の一層の向上とワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

2 制度概要

校園長は、教職員から請求のあった場合、公務運営に支障が生じる場合を除き、始業及び終業の時刻を勤務時間の前後 1 時間を限度として、繰り上げ又は繰り下げて勤務させることができる（給食調理員については給食実施日を除く）。

3 実施時期

令和 6 年 2 月 1 日

4 勤務パターン

通常の勤務時間の前後 1 時間（15 分毎）

5 対象職員

全教職員（会計年度任用職員を含む）

6 参考資料

- ・教育委員会所管の学校園の教職員の時差勤務に関する要綱
- ・教育委員会所管の学校園の教職員の時差勤務に関する要綱細則